

平成 24 年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率  
(概要)

食品循環資源の再生利用等実態調査結果(以下「統計調査」という。)と食品リサイクル法に基づく定期報告結果(以下「定期報告」という。)を用いた推計の結果、平成 24 年度の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率は以下のとおりとなった。

1. 推計方法

食品廃棄物等の年間発生量が 100 トン未満の事業所の発生量は統計調査結果、年間発生量が 100 トン以上の事業所の発生量は統計調査結果と定期報告結果を用いて推計した。

(1) 100 トン未満の事業所の発生量

統計調査の 4,280 事業所から、業種別に 1 事業所当たりの発生量を算出。統計調査から約 120 万 3 千事業所を母集団として、1 事業所当たりの発生量を乗じて業種別に発生量を推計した。

(2) 100 トン以上の事業所の発生量

統計調査の 58 事業所と定期報告の約 7 万 2 千事業所の発生量を合計し、業種別に 1 事業所当たりの発生量を算出。統計調査から定期報告未報告事業所を約 1 万事業所と推計し、100 トン以上の約 8 万 2 千事業所を母集団として、1 事業所当たりの発生量を乗じて推計した。

2. 推計結果(詳細は別表を参照)

(1) 食品廃棄物等の発生量

平成 24 年度の食品産業計の食品廃棄物等の年間発生量は、19,163 千トンとなり、前年に比べ 4% の減少となった。これを業種別にみると、食品製造業は 15,804 千トンで 5% の減少、食品小売業は 1,224 千トンで 4% の減少、食品卸売業は 219 千トンで 1% の減少となったが、外食産業は 1,916 千トンで前年に比べ 2% の増加となった。

(単位：千トン)

業種	平成 24 年度	対前年増減率	(参考)平成 23 年度	(参考)平成 22 年度
食品産業計	19,163	-4%	19,955	20,860
食品製造業	15,804	-5%	16,582	17,152
食品卸売業	219	-1%	222	223
食品小売業	1,224	-4%	1,275	1,192
外食産業	1,916	+2%	1,876	2,292

注) 統計調査の母集団(100 トン未満) = (経済センサス結果) - (100 トン以上事業所)

( 2 ) 食品循環資源の再生利用等実施率

平成 24 年度の食品循環資源の再生利用等実施率は、業種別にみると、食品製造業は 95%、食品卸売業は 58%、食品小売業は 45%、外食産業は 24% であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、食品製造業で 85%、食品卸売業で 70%、食品小売業で 45%、外食産業で 40% に向上させることとなっている。

業種	平成 24 年度	目標値	(参考)平成 23 年度	(参考)平成 22 年度
食品産業計	85%	-	84%	82%
食品製造業	95%	85%	95%	94%
食品卸売業	58%	70%	57%	53%
食品小売業	45%	45%	41%	37%
外食産業	24%	40%	23%	17%

(注)

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当該年度の(発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量} \times 0.95 + \text{減少量)}}{\text{当該年度の(発生抑制量 + 発生量)}}$$

# 食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成24年度実績）

## 1 食品廃棄物等の発生量の内訳

平成24年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、19,163千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が15,804千tと最も多く、次いで外食産業が1,916千t、食品小売業が1,224千t、食品卸売業が219千tとなった。

食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量の内訳は、再生利用の実施量が13,225千t（69%）と最も多く、次いで廃棄物としての処分量が2,833千t（15%）、減量した量が2,217千t（12%）、熱回収の実施量が463千t（2%）となっている。

再生利用等実施率については、食品製造業が95%と最も高く、次いで食品卸売業が58%、食品小売業が45%、外食産業が24%となっている。

年度 平成24年度実績

各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量に占める割合である。

区分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制 の実施量 千 t	再生利用 等実施率 %
	計 千 t (100)	再生利用 の実施量 千 t (69)	熱回収 の実施量 千 t (2)	減量した 量 千 t (12)	再生利 用以外 千 t (2)	廃棄物とし ての処分量 千 t (15)		
<b>食品産業計</b>	<b>19,163</b>	<b>13,225</b>	<b>463</b>	<b>2,217</b>	<b>424</b>	<b>2,833</b>	<b>2,285</b>	<b>85</b>
食品製造業	15,804	12,289	459	2,196	387	474	2,005	95
畜産食料品製造業	1,495	1,380	1	27	21	66	292	95
水産食料品製造業	590	475	0	6	85	24	83	84
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	316	246	1	32	5	31	65	90
調味料製造業	307	241	15	6	15	29	41	87
糖類製造業	2,244	648	270	1,314	12	0	169	99
精穀・製粉業	1,847	1,770	0	0	64	12	55	96
パン・菓子製造業	463	397	4	18	6	38	83	92
動植物油脂製造業	3,248	3,193	2	7	35	11	561	99
その他の食料品製造業	2,471	1,889	11	314	50	207	262	91
清涼飲料製造業	847	633	0	121	77	16	244	91
酒類製造業	1,773	1,401	49	268	15	39	138	97
茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	204	15	104	83	1	0	12	97
食品卸売業	219	114	1	3	13	89	21	58
農畜産物・水産物卸売業	149	83	0	3	7	57	12	60
食料・飲料卸売業	70	31	1	0	6	31	9	52
食品小売業	1,224	446	1	7	10	760	169	45
各種食料品小売業	824	310	0	6	4	503	113	46
野菜・果実小売業	22	4	-	0	1	17	0	18
食肉小売業	13	6	-	0	0	7	0	49
鮮魚小売業	44	20	-	-	3	21	2	47
酒小売業	1	0	-	-	0	0	-	18
菓子・パン小売業	26	5	-	0	-	21	1	21
その他の飲食料品小売業	294	101	0	1	2	190	53	45
外食産業	1,916	377	3	11	14	1,511	89	24
沿海旅客海運業	-	-	-	-	-	-	-	-
内陸水運業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	240	38	0	3	0	199	12	21
飲食業	1,441	289	2	6	11	1,133	65	24
持ち帰り・配達飲食サービス業	213	45	1	3	2	163	11	27
結婚式場業	21	5	-	0	-	16	0	27

注：平成24年度実績は、農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成24年度)」と食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの(例：400t 0千t)である。

「-」とは、事実のないものである。

## 2 食品循環資源の再生利用の内訳

平成24年度の食品産業全体の再生利用の実施量は、13,649千tとなった。  
これを業種別にみると、食品製造業が12,676千tと最も多く、次いで食品小売業が456千t、  
外食産業が390千t、食品卸売業が127千tとなった。  
食品産業全体の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が9,578千t  
(72%)と最も多く、次いで肥料が2,536千t(19%)、メタンが540千t(4%)、油脂及び油脂製品  
が526千t(4%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が39千t、エタノールが6千tとなった。

年度 平成24年度実績

各項目の上段( )内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に占める割合である。

区 分	再生利用 の実施量 (その他 を含む)	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							その他 (再生利 用以外)
		小計	肥 料	飼 料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エ タ ノール	
	千 t	千 t (100)	千 t (19)	千 t (72)	千 t (4)	千 t (4)	千 t (0)	千 t (0)	千 t
<b>食品産業計</b>	<b>13,649</b>	<b>13,225</b>	<b>2,536</b>	<b>9,578</b>	<b>540</b>	<b>526</b>	<b>39</b>	<b>6</b>	<b>424</b>
食品製造業	12,676	12,289	2,186	9,227	518	320	33	5	387
畜産食料品製造業	1,401	1,380	321	892	5	156	5	-	21
水産食料品製造業	560	475	114	345	0	15	0	0	85
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	251	246	121	123	3	-	-	-	5
調味料製造業	256	241	90	144	3	3	1	-	15
糖類製造業	660	648	86	541	-	16	1	3	12
精穀・製粉業	1,835	1,770	35	1,710	0	25	-	-	64
パン・菓子製造業	403	397	57	325	8	4	2	0	6
動植物油脂製造業	3,228	3,193	177	2,946	0	70	0	-	35
その他の食料品製造業	1,939	1,889	530	1,292	32	29	5	1	50
清涼飲料製造業	710	633	491	81	44	0	17	-	77
酒類製造業	1,416	1,401	148	828	423	1	1	0	15
茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	17	15	15	1	-	-	-	-	1
食品卸売業	127	114	52	34	3	24	0	0	13
農畜産物・水産物卸売業	89	83	41	18	0	23	0	0	7
食料・飲料卸売業	37	31	11	16	2	1	0	-	6
食品小売業	456	446	160	202	12	68	4	0	10
各種食料品小売業	314	310	123	141	10	33	3	0	4
野菜・果実小売業	4	4	2	2	-	0	-	-	1
食肉小売業	7	6	2	1	-	4	0	-	0
鮮魚小売業	23	20	9	10	-	1	-	-	3
酒小売業	0	0	0	-	-	-	-	-	0
菓子・パン小売業	5	5	0	3	0	1	-	-	-
その他の飲食料品小売業	103	101	25	45	2	29	1	-	2
外食産業	390	377	138	114	7	114	2	1	14
沿海旅客海運業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内陸水運業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	38	38	23	12	0	2	1	0	0
飲食業	300	289	81	93	6	106	2	1	11
持ち帰り・配達飲食サービス業	47	45	30	9	0	6	0	0	2
結婚式場業	5	5	4	1	0	1	-	0	-

注：平成24年度実績は、農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成24年度)」と食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの(例：400t 0千t)である。

「-」とは、事実のないものである。